

① 事業報告書等提出書

(作成例)

実際に書類を提出する日
郵送の場合は、郵送する日

年 月 日

島根県知事 ○○○○ 様

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人○○○○○
代表者 職・氏名 印

事業報告書等提出書

特定非営利活動促進法第29条の規定に基づき下記の書類を提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度末の活動計算書 ※計算書類の注記を含む
- 3 前事業年度末の貸借対照表
- 4 前事業年度末の財産目録
- 5 前事業年度の役員名簿（前事業年度に役員だったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者について前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
- 6 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

当面の間「収支計算書」での提出も可

【Memo】事業報告書等の情報公開 ～ 市民の信頼 ～

NPO法では、NPO法人自体に事業報告書等の閲覧などの情報公開を定めています。これは、本法人の事業内容等に関する情報を広く市民に提供するとともに、公益性や運営についての市民相互のチェックによる自浄作用が期待されているものです。市民は情報公開などによりその団体の信用性を判断し、本法人の活動に参加するかしないか、サービスを受けるか受けないかなどを決める材料にすることができます。

また、所轄庁への事業報告書等の提出は、所轄庁がNPO法人を監督することが目的ではなく、提出された事業報告書等を公開することで、市民が監督できることを目的としています。

行政の監督を必要最小限にとどめ、団体の組織、活動内容、会計等の情報を広く市民に公開することで、NPO法人の活動が、行政のみではなく市民自身によって判断されます。

市民の信頼や共感を得るよう、まず法人を適切に運営し、定款の事業目的などと照らし合わせてわかりやすい事業報告書等を作成しましょう。監事は会計についてももしっかりチェックしましょう。

参考：NPO法コンメンタル/日本評論社、NPO法人の手引き/ひょうご中間支援団体ネットワーク・兵庫県・神戸市